

令和3年度愛媛県畜産収益力強化整備事業実施要領

令和4年2月22日制定

令和4年4月20日一部改正

令和5年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、令和3年度愛媛県畜産収益力強化整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知。以下「国事務取扱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）

「国実施要綱」第4の1要件を満たすものとする。

(2) 畜産クラスター計画（以下「クラスター計画」という。）

「国実施要綱」第4の2、「国実施要領」第3の要件を満たすもので協議会が定めるものをいう。

(3) 取組主体

「国実施要領」第5の1の(1)別紙1の第3に定めるものとする。

(4) 事業主体

知事へ補助金の交付を申請し、補助金の交付を受けるものをいい直接事業主体または市町長とする。

(5) 直接事業主体

県の全域を対象とする広域的な取組を行う、又はやむを得ない事情があると知事が認める協議会とする。

(6) 間接事業主体

(5)に該当する以外の協議会とする。

(7) 事業実施主体

直接事業主体または間接事業主体とする。

(クラスター計画の知事認定)

第3条 協議会が知事によるクラスター計画の認定等を受けようとするときは、愛媛県畜産クラスター計画認定関係事務処理要領（平成27年2月27日付け26畜第1597号。以下「クラスター計画知事認定要領」という。）に基づき、知事に申請するものとする。

(事業の内容等)

第4条 この事業の内容は、次のとおりとし、「国実施要領」第5の1の(1)別紙1の第1の条件を遵守することとする。

施設等の整備

- (1) 家畜飼養管理施設
- (2) 家畜排せつ物処理施設
- (3) 自給飼料関連施設
- (4) 畜産物加工、展示・販売施設
- (5) (1)から(4)までの施設の補改修

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象の基準及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第6条 事業実施主体がこの事業を実施しようとするときは、取組主体の事業実施地区が所在する市町長(事業実施地区の範囲が2以上の市町の区域にわたる場合にあっては原則として主に事業を行う区域を所管する市町長とする。)に、実施計画承認申請書(事業実施主体用)(様式第1号)を提出するものとする。

2 市町長は、実施計画について必要な指導及び調整を行った上で、実施計画承認申請書(市町用)(様式第2号)に事業実施計画総括表(様式第3号)を添付し、知事へ提出するものとする。

3 直接事業主体は市町長を経由せずに知事に実施計画を提出することができるものとする。その際、直接事業主体は、関係する市町長に事業実施計画及び知事により認定されたクラスター計画の写しを提

出するものとする。

(事業実施計画の承認)

第7条 知事は、事業主体から事業実施計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたものを、国へ提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、国から承認を受けた事業実施計画を承認するとともに、事業主体に対しその結果を通知するものとする。

(事業実施計画の重要な変更)

第8条 事業実施計画の承認を受けた事業主体は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、実施計画変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体又は取組主体の変更をしようとするとき。
- (2) 当該年度内においてクラスター計画の変更をしようとするとき。
- (3) 事業費の30%を超える増減があるとき。

2 承認については、前条の規定に準ずるものとする

(事業の着工等)

第9条 本事業の着工(機械等の発注を含む。)は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合、事業実施主体は、交付決定前着工届(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(事業完了確認等)

第10条 事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにしゅん功届(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、必要に応じ事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を命ずることにより事業の適正な実施を図るものとする。

(その他関係法規に基づく手続き)

第11条 事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基

準法に基づく使用承認等を必要とするときは、取組主体等は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

(事業成果の報告等)

第12条 事業実施主体は、本事業の終了年度の翌年度から事業実施後の効果を把握する年度の前年度までの間、毎年度、報告に係る年度の翌年度の7月末までに成果報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 知事又は市町長は、当該報告書の内容を確認・点検し、成果目標又は事業実施後の効果の発現が遅延していると判断した場合は、事業実施主体に対して必要な措置を講じるものとする。

3 増頭羽数効果については、目標年度以降の状況についても、収益性の向上効果と合わせて報告するものとする。

4 市町長は、実施状況報告書(様式第8号)に市町実施状況(評価報告)総括表(様式第9号)を添付のうえ、各事業実施主体の成果報告書(様式第7号)と併せて知事へ提出するものとする。

(事業の評価)

第13条 知事は、事業実施計画に定められた目標年度の翌年度において、当該目標年度における成果目標の達成状況の評価を行うとともに、事業実施後の効果を把握する年度の翌年度において、事業実施後の効果を把握する年度における事業実施後の効果の達成状況について評価を行うものとする。

なお、成果目標又は事業実施後の効果について、目標年度又は事業実施後の効果を把握する年度の翌年度の9月末までに、「国実施要領」第5の1の(1)別紙1の別記様式第4号により、国へ報告するものとする。

(書類の経由)

第14条 この要領の規定により知事に書類を提出する場合は、取組主体の事業実施地区が所在する市町を経由のうえ、管轄する家畜保健衛生所長へ、提出するものとする。なお、第6条第3項に該当する場合は、愛媛県農林水産部農業振興局畜産課へ提出するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年2月22日から施行する。

附 則

2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

3 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	補助対象基準	補助率
施設等の整備	<p>(1) 家畜飼養管理施設</p> <p>1 施設等の整備に当たっては、次のいずれかの要件を満たすことを要するものとする。</p> <p>ア 飼養頭羽数規模の拡大を伴うものであり、かつ、施設を利用する中心的な経営体が、市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上の経営規模となること。</p> <p>イ 施設を利用する中心的な経営体が、現状において、市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上の経営規模であって、かつ、生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること。</p> <p>2 施設等の整備にあつては、次に留意することとする。</p> <p>ア 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。</p> <p>イ 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。</p> <p>3 整備する施設等は、家畜の種類ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 乳用牛 搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等</p> <p>イ 肉用牛 (ア) 肉用牛繁殖 繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育育成牛舎等 (イ) 肉用牛肥育・育成</p>	1 / 2 以内

	<p>肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等</p> <p>ウ 養豚 繁殖母豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等</p> <p>エ 養鶏 ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等</p> <p>オ アからエの施設と一体的に整備する設備</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当することを要するものとする。</p> <p>ア 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 給餌、ほ乳、家畜排せつ物の搬出等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わる設備であること。</p> <p>5 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう特に留意するものとする。</p> <p>ア 場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲でその他の土地に整備することができるものとする。</p> <p>イ 規模等 (ア) 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。 面積＝共用部分 8 m²×管理人等数</p>	
--	--	--

	<p>(ただし、40 m²以内とする。) +10 m² × 管理人等数</p> <p>(イ) (ア) の共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、家畜等の飼養管理計画頭羽数及び飼養形態からみて必要最小限とする。</p>	
(2) 家畜排せつ物処理施設	<p>1 施設等の整備に当たっては、次の要件の全てを満たすことを要するものとする。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 飼養頭羽数規模の拡大を伴うものであり、かつ、施設を利用する中心的な経営体が、市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上に規模を拡大する施設の整備</p> <p>(イ) 畜産クラスター計画に基づき、畜産クラスター協議会構成員の畜産経営から排せつされる家畜排せつ物を一括で処理することにより地域全体で飼養頭羽数が拡大可能となる施設の整備</p> <p>(ウ) 施設を利用する中心的な経営体が、現状において、市町計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上の経営規模であって、かつ、生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上する施設等の整備</p> <p>イ 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</p> <p>ウ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん</p>	1 / 2 以内

	<p>尿を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>エ 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>オ 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 4 条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>カ 整備する施設は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。</p> <p>2 施設等の整備に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。</p> <p>3 整備する施設等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等</p> <p>イ 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p> <p>ウ 脱臭施設 エ アからウの施設と一体的に整備する設備</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次のア及びイからエまでのいずれかに該当することを要するものとする。</p> <p>ア 家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的</p>	
--	--	--

	<p>に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>ウ 汚水処理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>エ 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための再生可能エネルギー発電設備は、補助の対象外とする。</p>	
<p>(3) 自給飼料関連施設</p>	<p>1 施設等の整備に当たっては、次のいずれかの要件を満たすことを要するものとする。</p> <p>ア 飼養頭羽数規模又は飼料作物面積の拡大を伴うものであり、かつ、施設を利用する中心的な経営体が、市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模若しくは平均飼料作物面積以上に規模を拡大すること。</p> <p>イ 施設を利用する中心的な経営体が、現状において、市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模若しくは平均飼料作物面積以上の経営規模であつて、かつ、生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量又は単位面積当たりの自給飼料の生産量等が向上すること。</p>	<p>1 / 2 以内</p>

	<p>2 施設等の整備に当たっては、飼養頭数、生産面積、使用頻度、地域の実情等を勘案し、過度な投資とならないよう十分配慮するものとする。</p> <p>3 整備する施設等は、次のとおりとする。 自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設等及びこれら施設と一体的に整備する設備</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。 ア 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。 イ 整備する設備は、粉砕、混合、調製等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 施設用地の造成整備を含む。</p>	
<p>(4) 畜産物加工、展示・販売施設</p>	<p>1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ア チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等高付加価値乳製品及びハム、ソーセージ等高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の製造に要する施設 イ 高付加価値乳製品及び高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の展示・販売施設 ウ ア及びイの施設と一体的に整備する設備</p> <p>2 高付加価値畜産物加工品の展示・販売施設等の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の構成員が生産した高付加価値畜産物加工品等の展示・販売が過半を占めることを要する。</p> <p>3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当することを要するものとする。</p>	<p>1 / 2 以内</p>

	<p>ア 畜産物加工施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 畜産物の加工、販売に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わる設備であること。</p>	
<p>(5) 施設の補改修</p>	<p>1 補改修できる施設等は、本表の区分の欄の1の(1)から(4)までに掲げる施設とし、補改修に当たっては補助対象基準の欄の当該各号に掲げる規定に準ずるものとする。</p> <p>ア 原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること</p> <p>イ 補改修の場合は、次のいずれかに該当すること</p> <p>(ア) 家畜の飼養方法や飼料の生産方法等の改善による省力化や機能の向上等に資するものであること</p> <p>(イ) 経営の転換等を行うことにより収益性の向上に資する用途の変更を伴うものであること。</p>	<p>1 / 2 以内</p>